

# 家保通信

Vol. 35 No. 13 4月号  
東京都家畜保健衛生所



令和4年3月29日

かほクイズ

ヌカカが媒介する牛の伝染病はどれでしょう？

- ①牛伝染性リンパ腫
- ②トリパノソーマ症
- ③アカバネ病

答えは裏面



## 宮城県でHPAI発生～野鳥・野生動物対策の再確認を～

全国(特に北海道や東北地方)において、**野鳥(ハシブトガラス等)での高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)が多発**しています(野鳥:59事例(3/29時点))。また、3/25宮城県石巻市の肉用種鶏農場で家きん17例目のHPAI(亜型:H5)が確認されており、都内でも野鳥やネズミ等の野生動物により、HPAIウイルスが家きん舎内に持ち込まれることが十分考えられます。ネズミやネコ等、哺乳類の糞や歩行跡、断熱材のかじり跡や防鳥ネットの破損の有無、卵の食痕など野生動物侵入の痕跡の有無について再確認し、網等の修繕をお願いします。**引き続き、早期発見・早期通報の徹底、飼養衛生管理基準(特に7項目)の遵守をお願いします。**



鶏舎壁面のラットサイン

令和3年度9例目までの疫学調査の概要報告写真です。報告では、鶏の症状等も示されています。下記URLやQRコードをご確認ください。

令和3年度に発生した高病原性鳥インフルエンザにかかる疫学調査チーム検討会の概要：  
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>



QRコード

①令和3年度鳥インフルエンザに関する情報について(農水省HP)：

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r3\\_hpai\\_kokunai.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r3_hpai_kokunai.html)

②野鳥のHPAIに関する情報(環境省HP)：

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)



①QRコード



②QRコード



## 飼養衛生管理基準が要件に！クロスコンプライアンス導入へ

**令和4年度より農林水産省の補助事業・交付金・制度資金の利用には、家保が交付する「飼養衛生管理基準遵守状況確認書」が必要となります。**この時、不遵守がある場合には、具体的な改善方法、期限等を明確にする必要があります。なお、不遵守事項が予定期限までに改善されない場合には、家畜伝染病予防法の規定に基づき、文書による指導及び助言、勧告等が厳格に行われることとなります。補助事業等の利用を計画されている場合には、早めにご相談ください。

## 栃木県で豚熱発生～春先は特に豚熱に用心しましょう～

冬季は積雪や妊娠期のため野生いのししの行動は抑制されていますが、春を迎え、活動が活発になり行動範囲が広がることで、野生いのししの保有する豚熱ウイルスが拡散される危険性が高まります。令和3年は養豚場での豚熱が1月及び3月にそれぞれ1事例発生した後、4月に4事例発生するなど、春に発生が集中しています。

3/17には、山口県で豚熱陽性の野生イノシシが初めて確認されました。それに伴い、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づくワクチン接種推奨地域として島根県、広島県、山口県が追加され、本州すべての都府県が接種推奨地域となりました。神奈川県では、3月に野生イノシシの感染事例が3例確認されています。さらに養豚場では、3/25栃木県那珂川町で国内77例目の感染が確認されました(飼養状況:約1,200頭)。同町では3/4野生イノシシ2頭の感染も確認されていました。引き続き、早期発見・早期通報の徹底、野生イノシシ対策、飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。



## 伝達性海綿状脳症(TSE)検査対象月齢の変更

令和4年4月から、山羊・めん羊の検査対象月齢が12か齢以上から18か月齢以上に変更されます。対象の皆さまには改めて4月以降に通知を送付します。



## 定期報告の提出期限がせまっています！

定期報告書の提出期限は以下のとおりです。牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししについては、報告期限が4月15日とせまっています。期限内の提出をお願いします。昨年度ご提出いただいた飼養者の方には様式を送付していますが、紛失等した際はHPから印刷するか、当所までご連絡ください。

(報告用紙等：<https://www.sangyo-rodometro.tokyo.lg.jp/nourin/shoku/animal/houkoku/>)

家畜所有者の区分	報告期限
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者	令和4年4月15日まで
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者	令和4年6月15日まで

お知らせ：現在家畜を飼養していない方で、家保通信が不要の方は当所までご連絡ください。

クイズの答え ③ アカバネ病の原因であるウイルスは、ヌカカ等の吸血昆虫に媒介され、7月～10月中旬に牛への感染が起こります。本病による異常産の発生を防ぐには、感染が始まる前の春期(4～6月)に、アカバネ病ワクチンを接種することが重要です。4月が近づき、昆虫等も少しずつ見られるようになってきました。病原体伝搬の原因となる吸血昆虫対策(防虫ネット、除草等)を実施し、媒介される疾病を予防しましょう。

発行日 令和4年3月29日

編集発行  東京都家畜保健衛生所

<http://www.sangyo-rodometro.tokyo.jp/nourin/shoku/animal/kaho/>

〒190-0182 東京都西多摩郡日の出町  
大字平井2759

TEL : 042-588-7171

携帯 : 090-6941-4315(緊急用)

